

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【公開番号】特開2017-161287(P2017-161287A)

【公開日】平成29年9月14日(2017.9.14)

【年通号数】公開・登録公報2017-035

【出願番号】特願2016-44311(P2016-44311)

【国際特許分類】

G 04 B 17/06 (2006.01)

G 04 B 17/26 (2006.01)

【F I】

G 04 B 17/06 Z

G 04 B 17/26

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月1日(2018.11.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

テン真が挿入される接続部品と、前記接続部品と接続されるアームと、前記アームと接続されるリムと、を有するテン輪であって、

前記アーム及び前記リムは、それぞれ第1の材料によって形成され、

前記リムは、前記第1の材料が、前記第1の材料よりも比重の大きい第2の材料によつて覆われている

ことを特徴とするテン輪。

【請求項2】

前記第2の材料は、前記第1の材料よりも弾性率が高い

ことを特徴とする請求項1に記載のテン輪。

【請求項3】

前記第2の材料は、金属である

ことを特徴とする請求項1又は2に記載のテン輪。

【請求項4】

前記第1の材料は、合成樹脂である

ことを特徴とする請求項1から3のいずれか1項に記載のテン輪。

【請求項5】

前記接続部品は、前記第1の材料と異なる材料で覆われている

ことを特徴とする請求項1から4のいずれか1項に記載のテン輪。

【請求項6】

前記接続部品、前記アーム及び前記リムは、一体に形成される

ことを特徴とする請求項1から5のいずれか1項に記載のテン輪。

【請求項7】

前記第2の材料は、前記リムの外周に沿つて複数に分割されて配置されている

ことを特徴とする請求項1から6のいずれか1項に記載のテン輪。

【請求項8】

前記第1の材料と前記第2の材料との間に、中間層を有する

ことを特徴とする請求項 1 から 7 のいずれか 1 項に記載のテン輪。

【請求項 9】

前記中間層は、前記第 1 の材料及び前記第 2 の材料のいずれとも異なることを特徴とする請求項 8 に記載のテン輪。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

テン真が挿入される接続部品と、接続部品と接続されるアームと、アームと接続されるリムと、を有するテン輪であって、アーム及びリムは、それぞれ第 1 の材料によって形成され、リムは、第 1 の材料が、第 1 の材料よりも比重の大きい第 2 の材料によって覆われていることを特徴とする。

また、第 2 の材料は、金属であってもよく、第 1 の材料は、合成樹脂であってもよい。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、第 2 の材料は、第 1 の材料よりも弾性率が高くてよい。

また、接続部品は、第 1 の材料と異なる材料で覆われていてよい。

さらに、接続部品、アーム及びリムは、一体に形成されていてよい。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、第 2 の材料は、前記リムの外周に沿って複数に分割されて配置されていてよい。

また、第 1 の材料と前記第 2 の材料との間に、中間層を有していてよい。

さらに、中間層は、第 1 の材料及び第 2 の材料のいずれとも異なっていてよい。